

建設アスベスト給付金制度 の概要

<この手引きの利用にあたって>

- このパンフレットは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づく建設アスベスト給付金制度について主な内容を取りまとめたものです。

- 労災保険の支給決定等を受けた後であれば、労災支給決定等情報提供サービスをご利用いただくことにより、本給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、本給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

【労災支給決定等情報提供サービスとは】

建設アスベスト給付金の請求手続き利便性の向上を図るため、石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定や、石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定等をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報を提供するサービスです。詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 請求書の記入方法等については、内容に応じて以下①～③のパンフレットをご覧ください。

- ① 給付金の支給の請求（労災支給決定等情報提供サービスをご利用された方）

建設アスベスト給付金請求の手引き①「労災支給決定等情報提供サービスをご利用の方へ」

- ② 給付金の支給の請求（労災支給決定等情報提供サービスをご利用でない方）

建設アスベスト給付金請求の手引き②「労災支給決定等情報提供サービスをご利用でない方へ」

- ③ 追加給付金の支給の請求

建設アスベスト給付金請求の手引き③「追加給付金を請求される方へ」

- ・厚生労働省ホームページ（建設アスベスト給付金制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html



I 建設アスベスト給付金制度の概要	1
1 支給対象となる方.....	1
(1) 特定石綿ばく露建設業務に従事したこと.....	1
(2) (1)の業務に従事したことにより石綿関連疾病にかかったこと.....	2
(3) 労働者や一人親方等であったこと(またはその遺族であること).....	2
2 給付金の額.....	3
(1) 原則の金額.....	3
(2) 減額・調整.....	4
3 請求期限.....	5
4 追加給付金.....	5
5 その他の規定.....	5
(1) 譲渡等の禁止・非課税.....	5
(2) 不正利得の徴収.....	5
II 参考事項	6
1 石綿を含む建材の例.....	6
2 建設業の主な石綿ばく露作業の例.....	7
3 石綿関連疾病の詳細.....	8
4 給付金の請求について.....	11
5 各種制度の紹介.....	12

I 建設アスベスト給付金制度の概要

1. 支給対象となる方

以下の（１）～（３）の全てを満たす方が、給付金の対象です。

（１）特定石綿ばく露建設業務に従事したこと

「特定石綿ばく露建設業務」は、日本国内で行った石綿にさらされる建設業務（※１）のうち、以下【表１】の業務です。

【表１】特定石綿ばく露建設業務

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付けの作業に関する業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	屋内作業場（※２）で行われた作業に関する業務

※１ 建設業務

以下①～③の作業に関する業務です。

- ① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊または解体の作業
- ② ①の準備の作業
- ③ ①②の作業に付随する作業（現場監督の作業を含みます。）

なお、石綿を含む建材の例や、建設業の主な石綿ばく露作業の例については、6～7ページをご覧ください。

※２ 屋内作業場

屋根があり、側面の面積の半分以上が外壁などに囲まれ、外気が入りにくいことにより、石綿の粉じんが滞留するおそれのある作業場を、屋内作業場と定めています。

屋内作業に該当するかどうかについては、原則として提出された資料等に基づき個別に判断を行いますが、一般的に屋内作業があるとされている下表の職種については、屋内作業に従事していたものと判断できるものとされています。

（下表はあくまで例示であり、収集した資料等により、専ら屋外で行う作業を行っていたなどの事情が確認された場合は、この限りではありません。）

大工（墨出し、型枠を含む。）、左官、鉄骨工（建築鉄工）、溶接工、ブロック工、軽天工、タイル工、内装工、塗装工、吹付工、はつり、解体工、配管設備工、ダクト工、空調設備工、空調設備撤去工、電気・電気保安工、保温工、エレベーター設置工、自動ドア工、畳工、ガラス工、サッシ工、建具工、清掃・ハウスクリーニング、現場監督、機械工、防災設備工、築炉工

(2) (1) の業務に従事したことにより石綿関連疾病にかかったこと

「石綿関連疾病」は、石綿を吸入することにより発生する、以下【表2】の疾病です。
(詳細については8ページを参照してください)

【表2】石綿関連疾病

- ・中皮腫
- ・肺がん
- ・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ・石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4であるもの・これに相当するものに限ります）
- ・良性石綿胸水

※石綿による疾病は、石綿を吸ってから長い潜伏期間の後に発症することが大きな特徴です。
(中皮腫：20～50年、肺がん：15～40年)

(3) 労働者や一人親方等であったこと（またはその遺族であること）

以下の①～⑤のいずれかである必要があります。

① 労働者

労働基準法第9条に規定する労働者です。

※以下の方は対象外です。

- ・同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される方
- ・家事使用人

② 中小事業主

特定石綿ばく露建設業務に従事していた当時、【表3】の数以下の労働者（常時雇用労働者）を使用していた事業主です。

【表3】

時期	主たる事業	金融業・保険業・ 不動産業・小売業	サービス業	卸売業	左記以外
S40.11.1～S48.10.14		50人	50人	50人	300人
S48.10.15～H11.12.2		50人	50人	100人	300人
H11.12.3～現在		50人	100人	100人	300人

③ 一人親方

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする方です。

④ 家族従事者等

以下のいずれかである方です。

- ・ **中小事業主が行う事業に従事する家族従事者等**（①の労働者を除く。）
具体的には、家族従事者や、中小事業主が法人などの場合の代表者以外の役員が当てはまります。
- ・ **一人親方が行う事業に従事する家族従事者等**（①の労働者を除く。）
具体的には、家族従事者などが当てはまります。

⑤ 遺族

①～④のいずれかの方が死亡した場合の遺族です。

なお、給付金の支給対象となる遺族は、

- i 配偶者（内縁、事実婚の方を含みます。）
- ii 子
- iii 父母
- iv 孫
- v 祖父母
- vi 兄弟姉妹

のうち、番号が最も若い方です。

※先順位の方がいる場合は、後順位の方には支給できません。

2. 給付金の額

(1) 原則の金額

給付金の額は、以下【表4】のとおりです。

【表4】

1	石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症（※）のない方	550万円
2	〃 合併症のある方	700万円
3	石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない方	800万円
4	〃 合併症のある方	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である方	1,150万円
6	上記1、3により死亡した方	1,200万円
7	上記2、4、5により死亡した方	1,300万円

※「じん肺法所定の合併症」とは、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸の5つの疾病です。

※上記の1～7について、同一の項目に複数回該当した場合であっても、給付金の支払は1回に限ります。

(2) 減額・調整

① 短期ばく露による減額

特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が以下に当てはまる被災者は、給付金の10%が減額されます。

肺がん、石綿肺	10年未満
著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	3年未満
中皮腫、良性石綿胸水	1年未満

② 喫煙の習慣による減額（肺がんのみ）

喫煙の習慣があった被災者は、給付金の10%が減額されます（肺がんの場合のみ）。

なお、①「短期ばく露による減額」、②「喫煙の習慣による減額」のいずれにも当てはまる場合は、給付金の19%が減額されます。

$$[100\% - (100\% \times 0.9 \times 0.9) = 19\%]$$

③ 損害賠償との調整

● 同一の事由について、国から損害賠償等がされた場合

その金額の限度で、給付金が減額されます。

● 同一の事由について、国以外の者から損害賠償等がされた場合

国以外の者（建材メーカーなど）から損害賠償や見舞金などが支払われた場合は、その金額により給付金が減額されることがあります。

3. 請求期限

給付金は、以下の日を過ぎたときは請求できなくなりますので、ご注意ください。

●原則

以下のいずれか遅い方の日から起算して20年

- ・石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断があった日
- ・石綿肺についてのじん肺管理区分の決定（管理2～4のみ）があった日

●被災者が石綿関連疾病により死亡した場合

死亡した日から起算して20年

4. 追加給付金

(1) 対象となる方

次の①から④の全てを満たす方が対象です。

- ①すでに給付金の支給を受けていること
- ②被災者が、吸入した石綿により症状が重くなったなどにより、【表4】の区分が変わったこと（3ページ参照）
- ③請求期限を過ぎていないこと（「3. 請求期限」参照）
- ④請求者が、労働者・中小事業主・一人親方・家族従事者等・遺族（2ページ参照）のいずれかに当てはまること

(2) 金額

新たに当てはまった【表4】の区分の給付金額と、すでに受けた給付金額との差額を支給します。

※減額・調整も、給付金と同様に行います。

5. その他の規定

(1) 譲渡等の禁止・非課税

- 給付金・追加給付金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保にしたり、差し押さえたりすることができません。
- 税金はかかりません。

(2) 不正利得の徴収

偽りや不正により給付金を受けた場合は、その給付金の全部または一部が徴収されます。

II 参考事項

1. 石綿を含む建材の例

(1) 石綿を含む屋根材（スレート屋根）

一般住宅の彩色スレート屋根



工場・倉庫などの波型スレート屋根



(2) 石綿セメント管

石綿水道管



雨水桶用石綿パイプ



(3) 吹付材

吹付け石綿

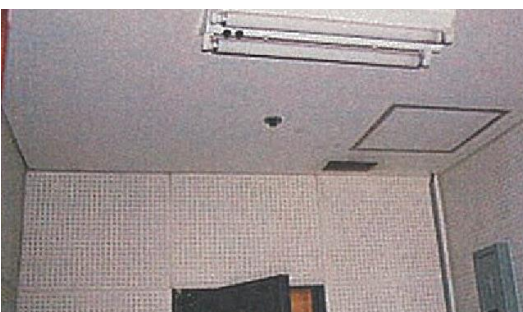


吹付け石綿（青石綿）



(4) 石綿を含むボード（内装材）

石綿を含む天井板・石綿を含む内壁



※これらはいくまで一例です。

給付金の支給対象となる業務については、
1ページをご確認ください。

2. 建設業の主な石綿ばく露作業の例

(1) 切断作業

石綿ケイカル板切断作業

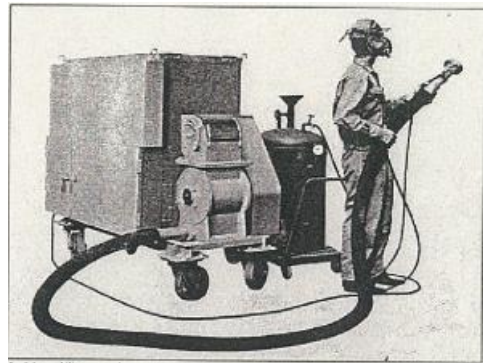


(2) 吹付作業

石綿を含む耐火被覆の吹付作業



石綿吹付機の例



(3) その他の作業

設備工事に伴う石綿ケイカル板開削



耐火被覆用石綿板の貼付け



※これらはあくまで一例です。

給付金の支給対象となる業務については、1ページをご確認ください。

3. 石綿関連疾病の詳細

給付金等の支給対象となる石綿関連疾病は、以下のとおりです。

なお、これを満たさない場合も、総合的な判断で支給対象と認められることがありますので
 労災保険相談ダイヤル（電話:0570-006031/詳細は裏表紙に記載）にお問い合わせください。

番号	疾病名	内容
1	中皮腫	<p>特定石綿ばく露建設業務に従事した労働者等に発症した胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像の区分（第1～4型）または石綿ばく露作業従事期間が、<u>以下①、②のいずれかに該当する場合</u>、石綿関連疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限りません）を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
		<p>①胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある</p>
		<p>②石綿ばく露作業従事期間（特定石綿ばく露建設業務に関する作業に限りません。以下同じ。）1年以上</p>
		<p>※中皮腫は診断が困難な疾病であるため、認定に当たっては、病理組織検査結果に基づき、中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が実施できない場合には、体腔液細胞診、臨床検査結果、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別などを総合して判断されます。</p>
2	肺がん	<p>特定石綿ばく露建設業務に従事した労働者等に発症した「原発性肺がん」（原発性とは、他の部位から肺に転移したものではないという意味）であって、<u>以下①から⑥のいずれかに該当する場合</u>、石綿関連疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限りません）を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
		<p>①石綿肺所見がある（※）</p> <p>※じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見をいいます。</p>
		<p>②胸膜プラーク所見がある + 石綿ばく露作業従事期間 10年以上（※）</p> <p>※石綿製品の製造工程における作業については平成8年以降の従事期間を実際の従事期間の1/2として算定します。</p>
		<p>③広範囲の胸膜プラーク所見がある（※） + 石綿ばく露作業従事期間 1年以上</p> <p>※広範囲の胸膜プラークとは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合 ◆胸部CT画像で、胸膜プラークの広がり胸壁内側の1/4以上ある場合

番号	疾病名	内容
2	肺がん ※前ページからの続き	<p>④石綿小体または石綿繊維（※）の所見＋石綿ばく露作業従事期間1年以上</p> <p>※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかに当てはまる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上ある ◆石綿小体が気管支肺胞洗浄液1ml中に5本以上ある ◆5μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり200万本以上ある ◆1μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり500万本以上ある ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある
		<p>⑤びまん性胸膜肥厚に併発</p> <p>以下に示すびまん性胸膜肥厚の内容を満たすものに限りです。</p>
		<p>⑥特定の作業（※1）に従事＋石綿ばく露作業従事期間（※2）5年以上</p> <p>※1「特定の作業」とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石綿紡織製品製造作業 ◆石綿セメント製品製造作業 ◆石綿吹付作業 <p>※2「従事期間」とは…</p> <p>※1の作業のいずれかに従事した期間、またはそれらを合算した期間です。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2として算定します。</p>
3	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	<p>特定石綿ばく露建設業務に従事した労働者等に発症したびまん性胸膜肥厚であって、<u>以下①～③の全てを満たす場合に</u>、石綿関連疾病と認められます。</p>
		<p>①石綿ばく露作業3年以上</p>
		<p>②著しい呼吸機能障害がある</p> <p>※以下のいずれかに当てはまる必要があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合 ◆パーセント肺活量（%VC）が60%以上80%未満であって、aまたはbいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 1秒率が70%未満であり、かつパーセント1秒量が50%未満である場合 b 動脈血酸素分圧（PaO₂）が60Torr以下である場合又は肺胞気動脈血酸素分圧較差（AaDO₂）が限界値（注:10ページ）を超える場合
		<p>③一定以上肥厚の広がりがある</p> <p>胸部CT画像上に</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1/2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1/4以上

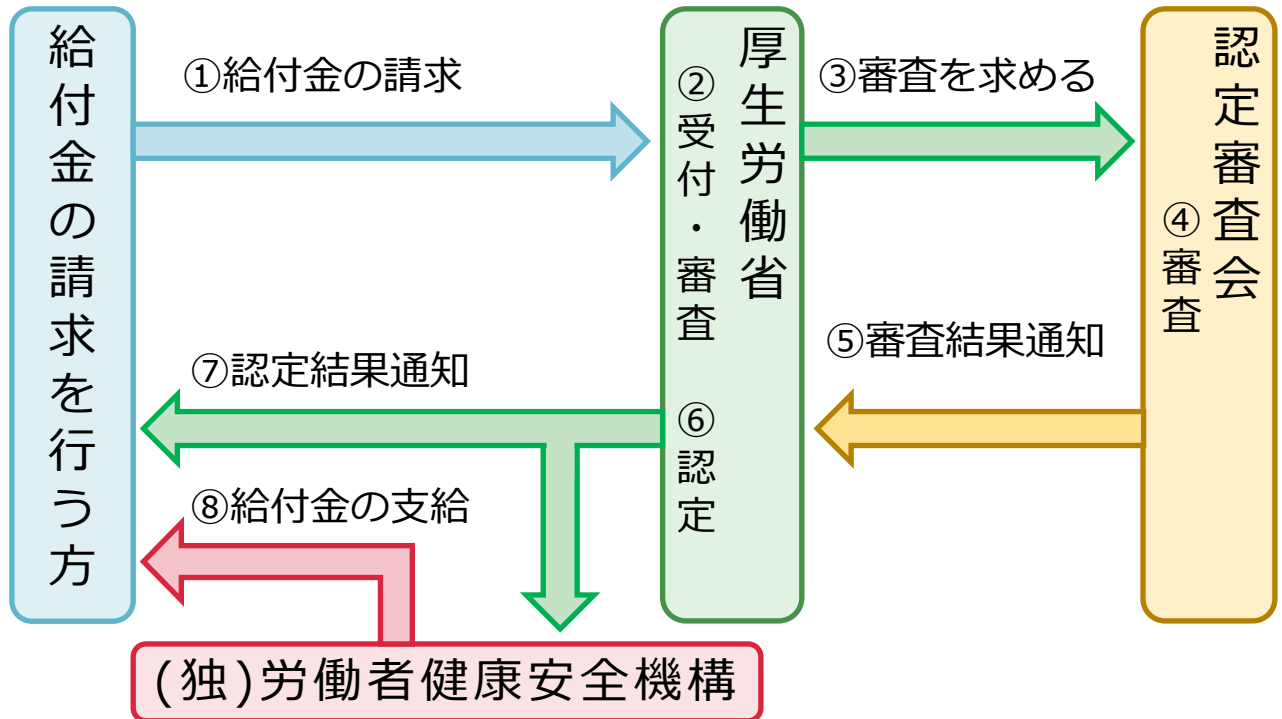
番号	疾病名	要件
4	石綿肺	特定石綿ばく露建設業務に従事した労働者等に発症した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分（管理1～4）に基づき、以下①、②のいずれかに当てはまる場合、石綿関連疾病と認められます。
		① 管理2、管理3、管理4の石綿肺（石綿肺によるじん肺症）
		② 管理2、管理3、管理4の石綿肺に合併した疾病 ※合併した疾病とは、次の疾病です。 ◆肺結核 ◆結核性胸膜炎 ◆続発性気管支炎 ◆続発性気管支炎拡張症 ◆続発性気胸
5	良性石綿胸水	胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など）で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより個別に判断を行います。

（注）限界値については、厚生労働省ホームページに掲載されている令和4年1月19日付基発0119第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要領について」の別表をご確認ください。

4. 給付金の請求について

(1) 給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

(2) 給付金の請求の手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

(到達の連絡、控えの返送は行っておりません。)

(請求書の記載方法等の詳細はパンフレット「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省労働基準局労災管理課

建設アスベスト給付金担当 あて

※郵送以外の受付はしていません。

5. 各種制度の紹介

(1) 労災保険制度

労災保険制度は、仕事が原因となって生じた負傷、疾病、障害を被った労働者や、お亡くなりになった労働者のご遺族に対して保険給付などがなされる制度です。

石綿による健康被害に関しては、現在雇用されている方や過去に雇用されていた方が、業務上石綿にさらされたことにより石綿肺、肺がん、中皮腫など、石綿との関連が認められる疾病にかかり、そのために療養したり、休業したり、あるいは不幸にしてお亡くなりになった場合に、業務災害として労働基準監督署長から認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。

①	療養（補償）給付	療養の給付または療養の費用の支給
②	休業（補償）給付	休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%支給
③	傷病（補償）給付	年金給付
④	障害（補償）給付	年金または一時金支給
⑤	介護（補償）給付	介護費用支給
⑥	遺族（補償）給付 及び葬祭料（葬祭給付）	遺族に年金または一時金及び葬祭料の支給

労災保険給付を受けるためには、その病気が仕事が原因で発病したものであると労働基準監督署長から認定を受ける必要があります。

労災保険制度の詳しい内容については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

労働基準監督署の所在地については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

(2) 特別遺族給付金（特別遺族年金・一時金）

石綿健康被害救済制度により、労災補償を受けずにお亡くなりになった労働者の遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金が設けられました。対象となるのは、石綿を原因とした疾病でお亡くなりになった労働者（特別加入者を含む）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利がなくなった人です。対象者には、特別遺族年金（遺族1人の場合240万円/年）または特別遺族一時金が支給されます。

なお、特別遺族給付金の請求期限は令和14年3月27日となります。

特別遺族給付金については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(3) 石綿健康被害救済制度

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この特殊性とは、中皮腫や肺がんといった石綿による健康被害が長い潜伏期間を経て発症することから、原因者の特定が非常に難しいことを指しています。

この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族が申請・請求をすることができます。

救済給付の内容は以下のとおりです（ケースにより給付内容は異なります）。

①	医療費	指定疾病に関する医療費の自己負担分
②	療養手当	103,870 円/月（治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付）
③	葬祭料	199,000円（指定疾病が原因でお亡くなりになった認定患者の葬祭に伴う費用負担に対する給付）
④	救済給付調整金	被認定者が指定疾病が原因でお亡くなりになるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、被認定者のご遺族に支給される給付
⑤	特別遺族弔慰金	2,800,000 円（指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族に対する給付）
⑥	特別葬祭料	199,000円（指定疾病が原因でお亡くなりになった方の葬祭に伴う費用負担に対する給付）

石綿健康被害救済制度については、独立行政法人環境再生保全機構（石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

労災保険相談ダイヤル

0570-006031

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

※労災支給決定等情報提供サービスや、労災保険一般に関するご相談も受け付けています。